

受注者各位

建設工事及び業務の契約事務における新型コロナウイルス感染症 対応の廃止について

施工中の建設工事及び業務については、新型コロナウイルス感染症の感染者の報告等対応をお願いしてきたところですが、令和5年5月8日に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）における新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症に変更されました。

今般の位置づけの変更により、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」及び業種別ガイドラインは廃止されることとなり、今後の新型コロナウイルス感染症への感染対策については、政府として一律に対応を求めることはせず、主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることが基本とされており、個人や事業者は自主的な感染対策に取り組むこととなりました。

については、本市においても契約事務における新型コロナウイルス感染症対応を廃止しましたことをお知らせします。